容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第 1 1 条第 2 項第 1 号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する告示案(特定容器比率)

環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省

1. 改正の趣旨

容器包装リサイクル法第 11 条、第 12 条及び第 13 条は、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者(以下「特定事業者」という。)に対して、毎年度、再商品化義務量の再商品化をすることを義務付けており、個々の特定事業者が再商品化義務量を算定するために必要な量、比率等の値については、主務大臣が省令及び告示において定めることとしている。

本告示(案)は、主務省庁において実施した容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査結果を踏まえ、平成19年度における再商品化義務量の算定に係る量、比率等の値を定めるものである。

2 . 改正の概要

平成 19 年度における特定容器比率(再商品化義務総量のうち特定容器利用事業者又は特定容器製造等事業者により再商品化がされるべき量の占める比率として主務大臣が定める比率)を以下のように定める。 (平成 19 年 4 月 1 日施行)

特定分別基準適合物	容器比率
1.ガラスびん(無色)	100%
2.ガラスびん(茶色)	100%
3.ガラスびん(その他の色)	100%
4.PETボトル	100%
5.紙製容器包装	87.13%
6.プラスチック製容器包装	91.69%